

「サイクルシティ堺」ロゴマーク使用ガイドライン

1. 「サイクルシティ堺」ロゴマークとは

堺市では、市が有する自転車の歴史文化を踏まえ、観光や健康、スポーツなどの施策と連携した事業展開や公共交通機関との連携などに取り組むことで、市民が自転車に愛着を持ち、堺市を訪れる人にも自転車を活用した都市魅力を感じられる「サイクルシティ堺」を推進しています。このような中、「サイクルシティ堺」の認知度向上やブランド確立を図るため、堺市と大阪芸術大学が連携して「サイクルシティ堺」ロゴマークを制作しました。

2. ロゴマークとコンセプト

ロゴマーク



コンセプト

堺市の代表的なシンボルであり、鉄加工技術発達にゆかりのある古墳と自転車を組み合わせ、古墳をイメージした深い緑色を基調にし、印象的に仕上げました。

影になっている古墳部分にグラデーションを施し、より立体感が伝わるよう工夫しました。

3. 使用条件とロゴマークの種類

使用条件

- ・使用料は、無料です。
- ・官公庁だけでなく、個人や法人・団体の皆さまにも使用いただけます。
- ・原則、使用にあたっての申請は不要です。ただし、営利目的で使用する場合や、営利団体が使用する場合は、事前に申請が必要になります。(詳しくは、4. 申請について)
- ・使用期間は、最長で承認日から5年が経過した日の属する年度末までとします。

ロゴマークの種類

使用できるロゴマークのデザインは下表のとおりです。データの形式は、JPEG、AI です。

カラーのみ	サイクルシティ堺ロゴマークは、緑色のグラデーションで構成された自転車と古墳の形を組み合わせたデザイン。左側には自転車の輪とハンドルが、右側には古墳の形が表現されている。
-------	--

4. 申請について

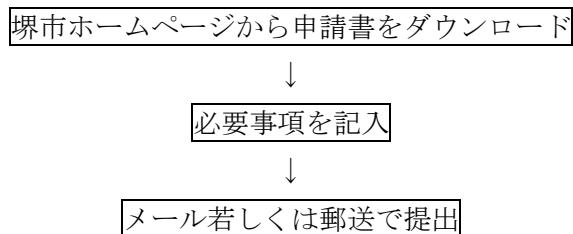
		使用物	
		営利目的以外 名刺、SNS、ホームページ、手紙、 ポスター、チラシ、包装紙・紙袋、 シール、冊子、回覧板、衣類、看板、 のぼり・旗等	
使 用 者	個人	申請不要	申請要
	官公庁	申請不要	申請要
	非営利団体※	申請不要	申請要
	営利団体※	申請要	申請要

※非営利団体…自治会、堺市の外郭団体、学校（大学を含む）、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、医療法人、その他市長が認める団体等

※営利団体…企業・商店・店舗・個人事業主等

5. 使用の流れについて

①使用の申請



※営利目的で使用する場合は、商品のイメージ写真等の添付が必要になります。

※使用範囲の拡大等、申請内容に追加・変更があった場合は、変更承認申請書の提出が必要になります。

②使用の承認・不承認

堺市にて申請書を受理後、その内容を審査の上、使用承認通知書又は使用不承認通知書により、申請者に通知します。

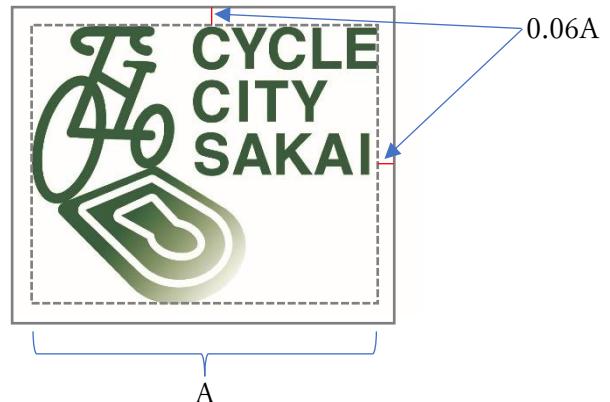
③使用の開始

堺市ホームページから、ロゴマークのデザインをダウンロードしてご使用ください。

※申請内容に疑義がある場合は、使用を差し止める場合があります。

6. プロテクトエリア

右のとおりプロテクトエリア（保護エリア）を設けます。このエリアに他のデザイン要素や文字などが重ならないように使用してください。



7. 最小サイズの使用基準

使用サイズは、短辺 20mm 程度を基準とし、文字が読み取れるように使用してください。

8. カラー基準色

メインカラー

C=90、M=50、Y=100、K=20

グラデーション（明るい部分）

C=9、M=5、Y=10、K=2

9. 表示色と背景との関係

原則として、白地に使用してください。

コントラストの得られない表示を避け、常に明瞭に表示してください。

10. 禁止事項

ロゴマークのイメージ統一のため、以下のように使用しないでください。

- ・文字を他の色で囲うなどプロテクトエリア内を編集しての使用
- ・既定カラー以外での使用
- ・ロゴマークの一部を抜粋しての使用
- ・一部または全部を変形しての使用、縦横比の変更
- ・ぼかしやドロップシャドウを加えての使用
- ・プロテクトエリア内に文字や图形を入れての使用

11. その他注意点

資格要件

- ・以下の要件に該当する業種、団体等は、ロゴマークを使用いただけませんのでご注意ください

さい。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (5) 総会屋、暴力団その他の反社会的団体、特殊結社団体、又はこれらに関連する団体若しくは個人
- (6) その事業を営むことについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない者
- (7) 堺市から入札参加停止等を受けている企業等
- (8) 堺市の市税を滞納している者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

ロゴマークの使い方

- ・使用する権利を譲渡し、又は転貸しないでください。
- ・堺市が当該ロゴマークを使用した対象物の品質や役務の内容を保証するものではないことを理解の上でロゴマークを使用してください。
- ・以下の要件に該当する内容に、ロゴマークを使用しないでください。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの
 - (2) 堺市の信用又は品位を害するものと認められるもの
 - (3) 「サイクルシティ堺」のイメージを損なうおそれがあるもの
 - (4) 政治的活動又は宗教的活動に使用されるおそれがあるもの
 - (5) 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は、支援しているような誤解を与えるおそれがあるもの
 - (6) ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く。）
 - (7) 特定の個人若しくは法人その他の団体又は商品等を支援しているような誤解を与えるおそれがあるもの
 - (8) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるもの
 - (9) 第三者の利益を不当に害するものと認められるもの

- (10) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるもの
- (11) ロゴマークの改変を行うもの
- (12) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用されるおそれがあるもの
- (13) 堺市が実施する事業を妨げ、又はそのおそれがあるもの
- (14) その他不適当と認められるもの

留意事項

- ・ロゴマークに関する著作権等は堺市に帰属します。
- ・ロゴマークを使用した対象物又は役務に係る事故、苦情が発生した場合は、速やかに堺市に報告し、使用者が使用者の責任の下に処理してください。
- ・使用者が申請のあった範囲を逸脱して使用していると認めたときは、使用者に改善を指示する場合や、使用を差し止める場合があります。
- ・堺市は、使用者が申請を行ったことに起因し、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負いません。
- ・使用者は、ロゴマークを使用した対象物の瑕疵又は権利侵害により、第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、堺市に迷惑を及ぼさないように処理するものとします。
- ・使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により、堺市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないものとします。

12. 問い合わせ・申請先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

堺市 建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課

電話：072-228-7636 FAX：072-228-0220 メール：jiki@city.sakai.lg.jp